

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(木)14時00分～15時15分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース2

3. 出席委員 16人(委員総数18人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番 上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	13番	岡本 幸平			15番 片山 博
	16番	高橋 泰登	17番	八津川 和司	

欠席委員 2人(14番 原 弘子 18番 檜原 生夫)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

江良 宗登	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	行廣 文徳	—————
小川 隆三	上 清五郎	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第28号 非農地証明申請について  
審議事項(2) 「令和4年度農業委員等の最適化活動の点検・評価」について  
審議事項(3) 「農地バンク制度」実施要綱(案)について

第3 議案(報告事項)

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第24号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について  
報告第25号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による  
転用届出に対する受理について  
報告第26号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は18名で、本日の出席委員は16名、欠席委員は2名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は16番・高橋泰登委員、17番・八津川和司委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第25号、申請番号49番から55番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号49番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町三成の1筆、現況地目は畑、面積は985㎡です。 譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は新規就農者としてです。 営農計画書では、ニンニクやアスパラなどを作付けし、JAへ出荷する計画となっております。 この申請については、5月2日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号50番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は337㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。 営農計画書では、自家消費の野菜を作る計画となっております。 この申請については、5月8日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号51番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は向島町岩子島の1筆、現況地目は畑、面積は1,781㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 申請では、わけぎを作付けする予定となっております。 この申請については、5月8日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号52番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は因島洲江町の4筆、現況地目は畑、面積は合計で1,440㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 申請では、柑橘類と野菜を作付けする予定となっております。 この申請については、5月10日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号53番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。 申請地は瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、面積は857㎡です。 貸渡理由は農業経営の規模縮小、借受理由は新規就農者としてです。 営農計画書では、ミカンや八朔をJAなどへ出荷する予定となっております。 この申請については、5月10日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号54番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町宮原の2筆、現況地目は畑、面積は合計で2,870㎡です。  
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は新規就農者としてです。  
営農計画書では、柑橘類をJAへ出荷する予定となっております。  
この申請については、5月10日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号55番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。  
申請地は瀬戸田町福田の5筆、現況地目は畑、面積は合計で4,469.97㎡です。  
貸渡理由は農業廃止、借受理由は新規就農者としてです。  
営農計画書では、レモンやミカン等をJAへ出荷したり、インターネットで販売する計画となっております。  
この申請については、5月10日、岡本委員、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号49番から55番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号49番から55番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第26号、申請番号9番を議案書をもとに説明)

申請番号9番、所在は、瀬戸田町鹿田原字大新開の1筆、登記・現況地目ともに畑で、農振地域外、2,998㎡のうち0.23㎡の一時転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。

転用目的は営農型太陽光発電設備で、太陽光パネル189枚、発電量49.5Kw、パネル面積311.85㎡、支柱126本が設置されています。

申請地は、平成29年7月18日付で農地法第4条により3年間の一時転用許可を受けて、営農型太陽光発電設備を設置しております。

令和2年には、3年間の一時転用の更新を受けており、今回も引き続き3年間の一時転用を行いたいというものです。転用面積の0.23㎡は、太陽光発電設備の支柱126本の合計面積です。

この申請については、5月10日、片山委員、植原推進委員と事務局職員で営農者立ち合いのもと現地調査を行いました。

営農型太陽光事案につきましては、パネル下部における栽培作物が、地域の平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減少している場合には、更新が認められないこととなっております。

本件申請地のパネル下部では、いしじみかんを苗木から植栽し今年が7年目となっておりますが、育成状況及び収穫状況は芳しくないのが現状です。

営農者によれば、肥培管理は継続しているものの、寒波の影響で作物が育ちにくい、また、パネル配置においても、採光が不足していることも認識しているが、改善策として、パネル配置間隔を替えることに対しても、費用面で困難であるとのことでありました。

本件は農業委員会としても、パネル下部において「適切な営農が継続されている」とは認め難い案件ではありますが、令和4年12月付で許可した別件の営農型太陽光発電事業の際に指導した灌水設備は、今回の申請地ではありませんが、申請者の土地に設置されていることを確認しており、申請地も間もなく設置されると考えられ、肥培管理記録も提出されているため、今回の更新申請については、申請者の営農努力の意思を確認し、経過をさらに観察する必要があることから、許可の更新が妥当であると判断したものであります。

なお、本件は、営農型太陽光発電設備による一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取を行う案件となります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号9番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願ひします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

また、申請番号9番につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議 長

次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第27号、申請番号53番を議案書をもとに説明)

申請番号53番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町貝ヶ原の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1, 319㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル154枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度(固定価格買取制度)の対象外の事業です。

この申請については、5月9日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請地には隣接する農地や住宅があることから、農地所有者及び住人に対し、事業の事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、農地所有者や住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号53番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

事務局

次に、議案第28号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第28号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第28号、申請番号11番から16番までを議案書をもとに説明)

申請番号11番、長江二丁目の3筆、現況地目は原野、面積は合わせて666.36㎡です。

利用状況は、申請者は遠方に居住しているため耕作できず、平成12年以降は草刈り等の管理は行ってきました。当該農地は、取水場所がないこと、畑を利用するための道が狭くて急であること、また農地の一部に巨大な岩石が埋まっていることから、農地として利用することが見込まれない状況です。

農振区域外、第3種農地、市街化区域内です。

この申請について、「農地法の運用について」という国が出している文書の中に、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合には、農地には該当しない旨の記載があることから、申請を受け付け、5月8日、山田委員、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。周辺の状況、農地の状況からみて、農地として継続して利用することが困難として、原野に判定されました。

また委員さんの方から、周辺に住んでいる方々に当該農地の利用の検討をお願いしましたが、すべて断られたとのことでした。

この申請については、5月8日、山田委員、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号12番、日比崎町の2筆、現況地目は原野、面積は合わせて538㎡です。

利用状況は、昭和50年ごろから耕作しておらず、現在は原野化している状況です。

農振区域外、第3種農地、市街化区域内です。

この申請については、5月2日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号13番、久山田町の1筆、現況地目は宅地、面積は198㎡です。  
利用状況は、平成6年に自宅を建築し、現在に至っています。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域内です。  
この申請については、5月2日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号14番、浦崎町の1筆、現況地目は原野、面積は852㎡です。  
利用状況は、申請者の祖父が亡くなった昭和36年以降は耕作しておらず、現在は原野化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。  
この申請については、5月8日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号15番、向島町の2筆、現況地目は宅地及び道路、面積はあわせて141㎡です。  
利用状況は、昭和36年に建物が建築され、現在至っています。また、3332-3の一部は道敷として利用されています。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域内です。  
この申請については、5月8日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地及び道路に判定されました。

申請番号16番、因島三庄町の1筆、現況地目は山林、面積は767㎡です。  
利用状況は、昭和58年に相続により取得したが、当時から休耕中であり、現在は山林化しています。  
農振農用地区域外、第3種農地、非線引き用途区域内です。  
この申請については、5月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号11番から16番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、審議事項(2)「令和4年度農業委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、令和4年度農業委員等の最適化活動の件「件店・評価」について、ご説明いたします。

1ページ目は令和4年4月1日現在の数字を、農林業センサスや面積統計の数値を参考に入れています。

次に2ページ目をご覧ください。最適化活動の実施状況、についての記載となります。

1つ目に「最適化活動の成果目標」の(1)農地の集積についてです。  
令和4年度当初、管内農地面積3040haのうち417haの担い手による集積があり、集積率は13.7%でした。  
目標として、令和12年までに集積率を34.3%にするとして、4年度の新規集積面積70ha、集積率16%としていました。

実績ですが、令和4年度の新規集積面積は9.6ha、全体の集積面積は411ha、農地面積は2,940haでしたので集積率14%、点検結果として、担い手の規模拡大や新規参入の促進を図ることができたのですが、目標には達することができませんでした。

次に2つ目の遊休農地の発生防止・解消についてです。

令和3年度の農地パトロールで1号遊休農地が13.8ha、そのうち、10.1ha(機構の借受基準を満たさない農地を除いた面積)これの5分の1である2.1haを解消目標とする設定をしていました。

実績ですが、令和4年度の解消面積は4.9ha、これは担い手により遊休農地の集積が行われたこと、いくらか営農再開(いくらか管理を始めたもの)、タブレットで昨年荒廃農地としてA判定していたものが、耕作放棄地率が低かった、などの理由が挙げられますが、目標を上回ることができました。

次に3つ目の新規参入の促進についてです。

新規参入は年々増加傾向にあります。目標としては、新規参入者への貸付け等について、「農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積」を4.9haとしておりました。これは、平成28年から30年までの3年間の権利移動面積(3条や利用権での権利移動面積)の平均値の10分の1を目標面積とする、となっているので、平均が49haの10分の1の4.9haを目標として挙げています。

実績ですが、4ページ目、5.8haの貸付意向のある農地がありました。これは委員さんの方で所有者の意向確認されたもの(事務局で把握できているもの)や利用意向調査の集計の数字です。5.8haということで、目標を達成できました。

続いて、最適化活動の活動目標についてです。

委員さんの最適化活動を行う日数目標をひと月に6日、としておりました。また、活動の強化月間として年3回設定していました。

活動強化月間については3回、7月の農地集積…利用権設定の申込時期となるので、借り手を中心に訪問して、規模拡大の意向確認を、8月の遊休農地の解消…農地パトロールの中で耕地の利用意向を聞いたり、今後の農地利用について地域の方や委員さんの中で話をした、1月は新規参入の促進…農地利用意向調査の結果から、担い手に農地をあっせんした、と実績をまとめました。

新規参入相談会への参加については、委員さんのうち一人が1回参加する目標でしたが、参加はしていません。

次に、最適化活動をまとめた別紙様式3をご覧ください。全員の委員さんの活動を1枚にまとめました。活動日数は1174日(活動報告が提出されたもの)です。そのうちの最適化活動について、回数や人数で示しています。

成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果について、  
①の成果目標の達成状況については、別紙様式5で説明した数字が入っています。  
②の自己の点検・評価については、委員さんから提出された点検・評価を大まかに箇条書きして人数を入れています。

活動実績については、農地の見回りや今年度初めてタブレットによる農地パトロールに関すること、意向確認や遊休農地に関する協議や聞き取り、マッチングに関する記載が多かったです。成果実績については、タブレットを使用したことによって効率的にパトロールができたことや、農地を貸したい売りたいという人がいる中で、受け人さんがいてうまくマッチングできたかたがいらっしやれば、なかなか受け手が見つからなかったという結果、遊休農地をどうにかしないと話はしたが、なかなか良い方向には進まなかったという方が多くいらっしやいました。

目標達成や委員さん点検・評価結果についてですが、尾道市農業委員会としては、農地の集積については目標達成できませんでしたが、遊休農地の解消や新規参入の促進については目標を達成、活動協強化月間を実施したことから、目標に対して期待を上回る結果が得られた、という結果となりました。

委員さんの点検結果については、点検内容について、担当地域それぞれの農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の達成状況と、活動記録簿の提出状況をみて、結果を出すこととなっています。結果としては、活動記録簿の提出の目標を月6日と設定しているのですが、それが出されていないことで、主にはそれが理由で、目標に対して期待を（やや）下回る結果となった、となりました。

今年度は、月に6日以上活動記録を、活動記録の内容として、農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に関わるような内容でチェックして提出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

Ⅲ事務の実施状況についてですが、総会については毎月1回、3条許可については130件を、転用については306件を処理しています。違反転用への対応については、0.21haの違反転用を解消した、という結果です。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、審議事項（3）「「尾道市農地バンク制度」実施要綱（案）について」を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、「尾道市農地バンク制度」実施要綱（案）について、ご説明いたします。

（事務局から、実施要綱（案）を説明）

最適化の活動に是非この制度を活用していただきたいと考えております。JAの専門塾で新規就農を目指す方の出口戦略としてもこの制度を活用していただきたいと考えています。

本日承認をいただきましたら、市ホームページや市広報への掲載、各支所の窓口へのパンフレット掲示により制度を周知していきたいと考えております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番委員

農地バンク制度は、前向きに進めていったらよいと思います。

新規就農の方のために、JAの専門塾の活用もあるが、農業委員会としても指導を専門的にできるような組織作りをしてはどうか。そういう組織があれば、制度を有効に利用できるのではないか。

議長

どうでしょうか。今のご意見について、何か質問や意見がありましたらご発言ください。

(補足説明、質問、意見なし)

事務局の方から意見等、ありますか？

事務局 貴重なご意見をありがとうございます。先ほど話をしたJA専門塾を新規就農に役立てていきたいと考えていたところですが、委員さんの提案は、各地区の委員の方が指導者になって、この制度を活用した後継者、地域の担い手の育成を図っていったらどうかというものだったかと思います。ぜひとも委員さんの得意な分野で、この制度を使って担い手育成をしていただければと思います。委員の皆様の中で、体制整備を協議していただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 よろしいでしょうか？

8番委員 いいですが、運用を作ってはどうか。その方が取り組みやすいと思う。今すぐできるものではないと思うが、検討していつてもらいたい。

議長 今後の課題として、より充実をしたバンク制度になるよう、事務局の方も検討していただければと思います。

その他、何か質問や意見等ありますか？

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件は原案のとおり実施することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり実施することに決しました。

事務局 ありがとうございます。それでは、附則のところの日付を、令和5年5月25日としてください。

速やかに周知できるようにしていきたいと考えております。また、今回の提案についてもこういったもので具体化できるかということを検討していきたいと思っております。

議長 次に、報告事項に入ります。  
報告第22号から第26号までを一括して審査を行います。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

各委員 次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。  
報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

(活動状況報告：省略)

議長 次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局 (その他・連絡事項について説明)

議長 ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局 (質疑応答)

議長 それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

副会長

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。  
本日はご苦労様でした。

---